

本町周辺地区 景観形成基準チェックシート（建築物・工作物）

届出日	年 月 日	届出者	
行為の場所	輪島市		
	輪島景観重点地区（本町周辺地区）		
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物		<input type="checkbox"/> 工作物
	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 （ <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更）		
周辺景観の特性			

項目		景観形成基準	配慮・措置の内容	※適否
建築物	共通事項	・切妻を基本とする和風の勾配屋根で、形状・色彩が統一したまちなみを形成する。		
	形態・素材	・輪島の伝統的な建築デザインを参考に、現代建築の素材、技術を応用した落ち着いたまちなみを目指す。		
		・屋根は、瓦もしくは鋼板等の勾配屋根を基本とする。		
		・外壁等は、伝統的な自然素材（漆喰、土、木材、石材など）の質感に近い現代建築素材（金属、モルタル、コンクリート、ガラスなど）をベースとし、伝統的な自然素材の使用も検討する。		
		・防火性能に配慮した素材の使用等に努める。		
	色彩	・屋根は、黒色を基調とする。		
		・外壁の基調色は、浜屋づくりをイメージさせる低明度・低彩度の落ち着いた色彩（灰色、ベージュ、茶系等）とし原色は避ける。		
		・オーニングテントを設ける場合の色彩は、原則、別表の基準（ろ）の範囲とするが、地区で調和を図った色彩とする場合は、基準を超える色彩も認める。		
	高さ	・建物の高さは3階建て以下とする。		
		・本町通りに面する部分は原則2階建て以下とし、軒庇の高さをそろえるなど沿道の見え方を統一する。やむを得ず3階建てにする場合は、3階の壁面は通りから後退し、沿道の圧迫感を防ぐ。		

	位置	・本町通りに面する建物は、まちなみの連続性に配慮し、軒庇の先端を道路境界線に原則そろえる。やむを得ずそろえられない場合は、和風の板塀など景観的な配慮を行う。		
	外部建具	・本町通りに面してシャッターを設置する場合は、色彩・材質など景観的な配慮を行う。		
外構・工作物	設備機器	・設備機器は、通りから直接見えないように配置するなど工夫する。		
	道路に接する面	・本町通りに面した部分には極力植樹しない。		
		・通りに面して車庫を設ける場合は、形状や色彩・材質など景観的な配慮を行う。		
		・本町通りに面して車庫は原則設置しない。本町通りのみに面した敷地等でやむを得ず設ける場合は、景観的な配慮のほか、車両が見えないように工夫する。		
		・自動販売機を設置する場合は色彩に配慮する。		
	駐車場	・本町通りに面して車両の出入口を原則設置しない。		
		・本町通りに面しない駐車場は出入口を集約するなどまちなみの連続性に配慮する。		
		・本町通りに面してやむを得ず駐車場を設ける場合は、和風の板塀の設置など景観的な配慮を行う。		
	屋外広告物	・石川県が定める「いしかわ景観総合条例」において、良好な景観保全を行う地域である「第一種禁止地域」の基準に準ずる。		
	公共空間	・歴史的雰囲気と調和した安全で快適な歩行者空間、賑わいに貢献する空間の整備及び潤いのある居住環境としての景観形成を図る。		

備考

1. 配慮・措置の状況については、できる限り具体的に記述してください。
2. ※欄は記入しないでください。